

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 28 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600516号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600303号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年\*月\*日から同年\*月\*日に訂正し、同年\*月から同年\*月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成25年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成24年\*月\*日から平成25年\*月\*日までの期間、平成26年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年\*月から平成25年\*月まで及び平成26年\*月から同年\*月までの標準報酬月額については、28万円から34万円とする。

平成24年\*月から平成25年\*月まで及び平成26年\*月から同年\*月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで  
② 平成25年\*月\*日から同年\*月\*日まで  
③ 平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで  
④ 平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで

A社に勤務した期間の第1子に係る産前産後休業に伴う通勤費の変動に応じて平成24年\*月に随時改定が行われ、第1子及び第2子に係る育児休業期間である請求期間①及び④に係る標準報酬月額が当該随時改定後の標準報酬月額で記録されているが、当該随時改定が誤りであったため、請求期間①及び④の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

また、第2子に係る産前産後休業期間及び育児休業期間である請求期間②及び③の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①及び④については、オンライン記録により、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、請求者の育児休業期間に係る保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

一方、請求者の請求期間①及び④に係る標準報酬月額が当初28万円と記録されていたところ、事業主は、平成24年\*月に標準報酬月額を34万円から28万円とした厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は誤りであったとして、当該月額変更届の取消届及び平成24年から平成26年までの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を請求期間①及び④に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成28年\*月に提出していることから、請求期間①及び④については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(34万円)ではなく当初記録されていた標準報酬月額(28万円)と記録されているが、請求期間①及び④については厚生年金保険法第81条の2の規定により、保険料の徴収が免除されている期間であることから、当該期間については厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び④の標準報酬月額については、A社から提出された請求者に係る給与支給状況一覧表(賃金台帳)により確認できる当該標準報酬月額の算定の基礎となる月の報酬月額から、34万円に訂正することが必要である。

2 請求期間②及び③については、オンライン記録において、当初、第1子に係る育児休業期間と記録されており、厚生年金保険料の徴収の免除期間であったが、A社は、請求者の第1子に係る育児休業期間が平成25年\*月\*日に終了したとする届出及び第2子に係る育児休業を平成25年\*月\*日に開始した届出を当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

請求期間②については、A社から提出された請求期間②に係る勤務票及び平成25年給与支給状況一覧表(賃金台帳)によると、請求者が、第2子に係る産前産後休業期間であり、当該期間については事業主により給与が支給され、厚生年金保険料が当該給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給与支給状況一覧表(賃金台帳)により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の厚生年金保険育児休業等取得者終了届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について

納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③については、A社から提出された請求期間③に係る勤務票及び平成25年給与支給状況一覧表（賃金台帳）によると、請求者が、第2子に係る育児休業期間であったことが確認できる。

しかしながら、A社が請求者の第2子に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったのは、上述のとおり請求期間③に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年\*月であることから、請求期間③については、厚生年金保険法第81条の2の規定による保険料の徴収が免除される期間ではないことが確認できる。

また、上記給与支給状況一覧表（賃金台帳）により、請求者は請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501871号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600304号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年3月14日から同年3月1日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年3月1日から同年3月14日まで  
② 平成23年9月16日から平成24年1月1日まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の記録がない。提出した賃金台帳により、保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の元総務担当役員の回答により、請求者が同社において平成23年3月1日から勤務していたことが認められる上、オンライン記録によると、同社は平成23年3月14日付けで厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成22年11月17日に設立された法人事業所であり、請求期間①において適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録を同年3月1日に訂正する必要がある。

請求期間②について、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成23年12月31日と記録されている。

また、上記総務担当役員はA社の給与について、15日締め当月25日払い、厚生年金保険料は翌月控除であった旨並びに同社の委託先の税理士事務所及び社会保険労務士事務所に対して、請求者の社会保険脱退についての連絡を失念した旨回答しているところ、請求者から提出された賃金台帳並びに同社の委託先税理士事務所から提出された請求者に係る所得税源泉徴収簿、賃金台帳及び給料明細書により、請求期間②のうち、平成23年9月16日から同年11月15日までの期間に係る給与が支給され、同年9月分及び同年10月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、上記総務担当役員は、請求者の雇用形態について、平成23年9月15日までは正社員、同年9月16日以降は短時間就労者である旨回答しており、請求期間当時は、1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が常時雇用者の概ね4分の3以上の者は、厚生年金保険に加入する取扱いとされていたところ、上記賃金台帳及び給料明細書により確認できる請求者の平成23年9月16日から同年11月15日までの所定労働日数は、正社員の所定労働日数の4分の3を満たしていないことが認められる。

また、上記賃金台帳及び所得税源泉徴収簿により、請求期間②のうち、平成23年11月16日以降の期間について給与の支給はなく、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600804号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600306号

## 第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月30日から同年3月31日に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月30日から同年3月31日まで

私は、昭和52年4月1日から平成25年8月1日までC社に継続して勤務していた。厚生年金保険の記録では、同社B工場から同社D工場へ転勤した請求期間の被保険者記録がないので、同社B工場の資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「昭和52年4月1日から平成25年8月1日までC社に継続して勤務していた。厚生年金保険の記録では、同社B工場から同社D工場へ転勤した請求期間の被保険者記録がないので、同社B工場の資格喪失日を訂正してほしい。」と主張するところ、雇用保険の加入記録、C社から提出された在職証明書及び同社の回答から判断すると、請求者は、同社B工場に平成6年3月30日まで勤務していたことが認められることから、請求者の同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を同年3月31日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600341号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600307号

## 第1 結論

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和44年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和44年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和44年7月31日から同年8月1日まで  
③ 昭和50年7月31日から同年8月1日まで

請求期間①に勤務したB社は昭和43年3月31日まで勤務し退職したが、厚生年金保険の加入記録がない。

また、請求期間②に勤務したA社及び請求期間③に勤務したC社の厚生年金保険の加入記録がないが、同じグループ会社で1日も間をおかずに継続して勤務していたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②について、雇用保険の加入記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる6人(請求者を除く)のうち、連絡先の判明した4人に照会し、回答があった二人の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間②においてA社及びそのグループ会社であるD社に継続して勤務(昭和44年8月1日にA社からD社に異動)し、請求期間②に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、A社における事業所別被保険者名簿により確認できる請求者の昭和44年6月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、請求期間②について、事業主が資格喪失年月日を昭和44年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年7月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和44年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、雇用保険の加入記録により、請求者は昭和43年3月31日までB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間①に係る届出、保険料控除及び納付については、資料等を保管していないため不明と回答している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和41年から昭和45年までの期間において、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、請求者と同様に月末であることが確認できる11人のうち、連絡先が判明した6人に照会したところ、回答のあった3人は、給与支給明細書を保有していない上、自身の退職月の給与から厚生年金保険料を控除されたか否か、また、同社から退職時における保険料控除に関する説明があったか否か記憶している者はいないことから、同社における月末退職者に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③について、C社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間③に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる5人（請求者を除く）のうち、連絡先の判明した一人及びE社の事業主の回答により、請求者は昭和50年7月31日までC社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社における上記被保険者名簿により、同社は休業を理由に昭和50年7月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、既に死亡していることから、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E社の事業主は、請求者の請求期間③に係る届出、保険料控除及び納付については、資料等を保管していないため不明と回答していることから、請求者の請求期間③における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600697号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600305号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年9月1日から平成6年7月31日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が低く記録されている。私は、同社の事業主であったが、標準報酬月額を変更する届出はしていない。請求期間の標準報酬月額の記録を見直し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、A社に係るオンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年9月は47万円、平成2年10月から平成6年6月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年7月31日より後の平成8年2月28日付けで、平成2年から平成5年までの期間に係る定時決定の記録を取り消した上、平成2年9月に遡って9万8,000円に減額処理が行われるとともに、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成6年7月31日とする処理が行われていることが確認できる。

一方、請求者は、A社の経営状況について、平成5年頃から業績が悪くなり、社会保険料の未納があった旨陳述しているものの、標準報酬月額の減額処理に関する説明は受けておらず、同意もしていないと主張している。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において、同社における厚生年金保険被保険者は請求者のみである上、請求者の請求期間における標準報酬月額に係る減額処理時において、請求者は引き続き代表取締役の地位にあることが上記閉鎖登記簿謄本により確認できることから、請求者が、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。